

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をいたしますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 2 国名：インドネシア 担当：人間開発部
案件名：医薬品・食品安全強化プロジェクト詳細計画策定調査（食品安全管理）

1 今回契約予定のコンサルタント

食品安全管理 2号～3号

2 契約予定期間： 全体 2013年8月中旬から2013年9月中旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	派遣期間	整理期間	M / M
食品安全管理	7	21	7	1 . 4 0

（現地：0 . 7 0 M / M、 国内：0 . 7 0 M / M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写4部

見積書：正1部写1部

提出期限：7月24日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	3
イ 業務方法の整合性、現実性等	6
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	1

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：食品安全管理	
（ア）類似業務の経験	45
（イ）対象国又は同隣地域若しくは同類似地域での業務経験	9
（ウ）語学力	18
（エ）その他 学位、資格等	18

（計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：インドネシア/全途上国

類似業務：食品安全に係る各種業務

6 条件

補強認めない。

参加資格のない社等：特になし。

その他：

7 業務の背景と目的

インドネシア共和国の加工食品は、その安全性を国家医薬品食品監督庁（BPOM。英語ではNADFC：National Agency for Drug and Food Control）が担当しており、BPOMは主に 事前の登録審査、製造・流通現場の査察、安全性に関する情報収集・評価・措置、食品安全性の基準・添加物指定、ラボにおける違反食品等の検査、などを行っている。しかしながら、同国の食品は、流通している食品の3割が安全基準を満たしていないと言われており、その対応策の一つとして、BPOMの上記点の能力強化が必要とされている。BPOMの食品安全管理機能の強化により、同国の食品による健康被害を低減するとともに、BPOMの各種手続きの透明性向上により、同国に進出する我が国食品企業を含めた関連業界の負担軽減が求められている。

また、同国の医薬品は、製造・品質管理が不十分であるうえ、偽医薬品も数多く出回っているほか、公的病院や保健所を中心として医薬品の不適切な管理・投与が散見される。このため、我が国は2005年から2007年まで、保健省及び同国で医薬品の安全確保を担うBPOMを対象機関として、「医薬品供給システム強化及び医薬品の適正使用推進プロジェクト」を実施し、また、これを更に発展させる目的で2007年から2012年8月まで、「安全な医薬品を届けるプロジェクト」を実施した。これらの協力の結果、保健省を対象とした医薬品供給管理分野については、モデル州においてより適切な医薬品供給システムが確立・普及し、プロジェクト目標が達成されたと考えられる。他方、プロジェクト全体の比重が保健省支援に置かれたことから、BPOMについては、ワクチン査察能力や、2010年にインドネシアに新規に導入された規制である市販後医薬品安全性監視の能力が未だ不十分となっている。

こうした背景から、BPOMより我が国に対し、平成24年度要望調査で同庁の食品分野及び医薬品分野における能力向上に係る支援が要請され、採択済み。これを踏まえ、2013年5 - 6月に第一回詳細計画策定調査を実施し、案件形成に向けた基礎情報収集調査を行った。

本コンサルト団員が参加予定の第二回詳細計画策定調査では、上記第一回詳細計画策定調査で収集した基礎情報を

もとに、具体的な支援策を形成する。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力して担当分野に係る以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[食品安全管理]

(1) 国内準備期間 (2013年8月中旬)

- ア 要請の背景・内容を把握する。
- イ 第一回詳細計画策定調査で収集された情報を整理・把握する。
- ウ 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。
- エ インドネシア共和国関係機関 (C/P機関等) に対する質問状 (案) (英文) を作成する。
- オ 業務実施計画書 (和文) を作成しJICA人間開発部へ提出する。

(2) 現地派遣期間 (2013年8月下旬～9月上旬)

- ア JICAインドネシア事務所との打ち合わせに参加する。
- イ 同国関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ウ 第二回詳細計画策定調査に参加予定の評価分析担当のコンサルタント団員と協力し、担当分野に係るプロジェクト計画書を作成し、PDM (案)、PO (案) の作成に協力する。
- エ 同国関係機関との協議で合意された内容につき、R/D (案)、M/M (案) のとりまとめに協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2013年9月中旬)

- ア JICA本部における帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- イ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成し、全体のとりまとめに協力する。

9 成果品等

詳細計画策定調査報告書 (案) (担当分野)

英文 3部 (JICA人間開発部、JICAインドネシア事務所、C/P機関各 1部)

和文 1部 (JICA人間開発部へ提出)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本する。また、電子データも併せて提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費 (日当・宿泊費) は契約に含めず、JICAより別途支給します。

(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

第一回詳細計画策定調査報告書 (食品安全管理部分)

本件に係る資料は、JICA人間開発部保健第三課 (: 03-5226-8357) にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 調査団構成

本調査における団員構成 (予定) は以下のとおり。

- (ア) 総括 (JICA)
- (イ) 協力企画 (JICA)
- (ウ) 技術参与 (厚労省・医薬品)
- (エ) 技術参与 (厚労省・食品)
- (オ) 医薬品規制 (コンサルタント)
- (カ) 食品安全管理 (コンサルタント)
- (キ) 評価分析 (コンサルタント)

イ 現地派遣期間

- ・コンサルタント団員の現地派遣期間は2013年8月下旬～9月上旬を予定している。なお、第一回詳細計画策定調査の補足調査を現在実施中であり、この作業期間次第では、第二回詳細計画策定調査が半月程度後ろ倒しになる可能性あり。
- ・コンサルタント団員は、他の団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定している。